

事 務 連 絡

平成27年7月29日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業におけるレベトールカプセルの取扱いについて

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、レベトールカプセル 200mg（一般名：リバビリン）について、製造販売承認事項一部承認変更申請が了承され、本日薬事承認、保険適用となりました。

これにより、ソホスブビルとの併用によるセログループ2（ジェノタイプ2）のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変に対するレベトールカプセルも本事業における助成対象に含まれることとなりますので、ご承知おき下さい。

なお、上記変更に係る肝炎治療特別促進事業実施要綱等の改正はありません。また、肝炎治療受給者証の交付申請書と申請に係る診断書については、現行の様式をそのまま使用して差し支えありません。

引き続き、抗ウイルス薬の適正使用についても何卒宜しくお願い致します。